

法学者・穂積重遠における個人と社会、法と道德

手 島 一 雄

論文要旨

個人と社会・国家の関係、法と道德の関係について。本稿は、戦前、戦後、日本の法学界に多大な影響を与えた法学者・穂積重遠の学問と主張を検討したものである。個人の尊重と愛国心は矛盾しない、法の整備と儒教道德の両面が必要——そのように論じた穂積は、日本社会をどう分析し、何を提言しようとしたのか。今日、様々な社会問題が噴出する中で、穂積の観点や主張は、問題解決への糸口を与えてくれるものと考ええる。

はじめに——穂積重遠の学問とその評価をめぐって——

いきなり大きな話になってしまいが、個人と社会（あるいは国家）、法と道德といった概念は、しばしば対立的に捉えられる。個人の尊重か、それとも国家・社会の優先か。憲法に明記される人権尊重を実現する法整備か、いやそれよりも他者を思いやる道德教育だとする議論など。たとえば近年、社会問題として取り上げられる「いじめ」をめぐっても、子どもの自尊感情や個性を育てる教育が重要だと説かれる一方で、むしろ個人の尊重に軸をおいた戦後教育が「自己中心的」な子どもを作り、他人をないがしろにする風潮を助長したとする批判的な議論がある。そのような対立は、青少年の問題に限らず、様々な社会問題が論じられる際に見受けられる事柄である。

あらためて個人と社会の関係、法と道德の関連について、考察すべき時期に来ていると思う。その際、日本において、これらの関係はどのよ

うに論じられてきたのかを歴史的に検討することは重要であろう。ここで取り上げる穂積重遠は、これまで歴史学研究ではほとんど取り上げられることはなかったが、上述の問題を正面から考え、あるべき方向を示唆し、法学者として様々な業績を残しつつ、また教育者・裁判官として実践に努めた人物である。

穂積重遠（ほづみしげとお）。一八八三（明治一六）年東京生まれ、一九五一（昭和二六）年逝去。東京帝大法学部教授で、専攻は親族法・相続法。専門の民法学以外にも、法学一般・歴史関係、啓蒙書・講演録など多数の著書を残した。戦前の民法改正（「家族制度」について）の諮問機関である臨時法制審議会（一九一九～一九二七年）には幹事として参加した。敗戦後は、東宮大夫兼東宮侍從長に就任し、皇太子（現平成天皇）の教育係を務める。一九四九（昭和二四）年、最高裁判所判事となり、尊属殺重罰規定を合憲とした最高裁判決に対して、「法の下平等」という観点からこれを違憲とする少数意見を主張したとされる。戦前・戦後を通して、日本の法学界に多大な影響を与えた人物である。¹⁾

穂積の逝去を悼んで刊行された『家族法の諸問題——穂積先生追悼論文集——』（一九五二年）には、法学会を代表する二人の追悼論文が寄せられ、「門弟一同」を代表して中川善之助が序文（「穂積法学に寄せる」）を、「あとがき」を我妻栄が執筆している。我妻によれば、「戦後の民法改正は、ある意味で、先生の研究の発展と結実である」という。

親族法を専門とする重遠自身の家族関係も興味深い。父・穂積陳重（のぶしげ）は宇和島藩士の生まれで東京帝大教授、明治民法典起草者の一人として知られる。母・歌子は、渋沢栄一の長女であり、後述するように祖父・渋沢を通して得た儒学の素養は深い。戦後、重遠は『新訳論語』（一九四七年）を刊行し、論語の新解釈を通して、道徳を今日的に生かすことを提起している。

戦前の民法改正論、親族法に関する著書、様々な歴史叙述や講演、さらに儒学への着目を通して、穂積重遠はどのような個人と社会（国家）、法と道徳の関連を説こうとしたのか。穂積の考えるそれら全体像を明らかにすることが本稿の課題である。

川島武宜による穂積学評価を紹介しておく。『イデオロギーとしての家族制度』（一九五七年）を著し、旧民法における家族制度が絶対主義的天皇制の屈強な社会基盤であったことを詳論した川島武宜は、穂積の思想と学問を「徹底した市民性」「近代的な市民家族論」と評価した。²⁾

米騒動翌年の一九一九（大正八）年、政府は、資本・労働関係や地主・小作関係を「家父長制的に強化」（川島）するため、「現行民法ノ規定中我邦古来ノ淳風美俗ニ副ハザルモノアリ」と述べて民法改正の臨時法制審議会を設置。川島によれば、政府の「反動的」意図にも拘らず、審議会は「実質においては当時の民法よりも個人主義的な民法改正案を作成し、昭和二年に親族編相統編の改正要綱として発表した」とする。

「審議会の議論の中では、くり返しくり返し、『家族制度』強化論に対抗して自由主義的個人主義的近代家族論が主張され、穂積先生はその後者の代表として、執拗にして、ねばり強く、また巧妙に、論争を進められた。」³⁾

川島が穂積の主張を「近代的家族論」と見るのは、主に一九二五(大正一四)年の審議会で論じられた、「庶子の入家に対する嫡母の同意権」「子の婚姻に対する父母の同意権」の二点からである。そこで穂積は、「夫と妻の同意なきに庶子(父が認定した非嫡出子)が家に入ることに反対し、子の婚姻の同意に対して父(及び戸主)のみとする現行民法に異を唱えたとする。

興味深い議論であるが、「夫と妻の同意」というだけでは、「市民的家族論」と規定することは難しいのではないか。穂積自身が審議会で「夫が命令し妻がいよいよながら従ふのであれば、之は本当の夫唱婦随ではない」とも述べるように、法律で強制するのでなく道徳で「夫唱婦随」の実現を考えていた可能性もある。また、穂積の説く「小家族」論は、資本主義化の進む中で実態と合わなくなった当時の大家族制を、再編成する意味があったとも取れなくない。いずれにしても、穂積重遠の「家族制度」論の内容が全体として再検討されるべきであろう。ここでは第一に、穂積の家族制度改革論の要点を検討し、第二にその上で、当時発表された穂積の歴史論や時事発言、また儒学に関する主張を総体的に捉えなおしてみたい。

一九〇九年生まれの川島は、東京帝大入学後、一九三三年同法学部助手(民法)となり、穂積重遠に師事した。川島は、穂積が政府や朝鮮総督府の講演依頼を引き受け多くのパンフレット類を残したことなども念頭に置いてであろう、「先生は(中略)いわゆる『八方美人』タイプの人であるかのごとく思われていたふしがあった」と追想する。⁴⁾ 満州事変以降、政府関係の講演や著作にコミットしたことが、周囲に良からぬ風評を生んでいたことを窺わせる一節である。川島は、それらの風評は虚像で、実際の穂積先生は「権力に対しても自分の主張をつらぬく強靱な『さむらい』の魂があった」と述べる。穂積らが一〇年の歳月をかけ作成した「民法改正要綱」は、法制化されなまま十五年戦争に突入した。しかし敗戦後、新憲法下での民法改正事業に「直接に先生から指導を受けた」後進の者によって生かされた、というのが川島の主張である。先の我妻栄による「あとがき」と重なる。

法学者・穂積重遠は、戦前・戦後、日本社会に対して何を訴えようとしたのか。穂積における個人と社会(ないし国家)という観点から、穂積重遠の「家族制度」論、及び法と道徳の関係について論じてみたい。

一、穂積重遠の「家族制度」改革論

川島は、穂積重遠の「家族観」の「性質」は、「先生の公刊された著書からは必ずしも明らかではない」と述べ、臨時法制審議会「速記録」を検討し、先の結論を主張した。ここでは今一度、穂積重遠の名著「親族法」（一九三三年、本文・七百余頁）に立ち返って、穂積「家族制度」論の性格を考えてみたい。

冒頭、穂積は、ドイツの法律家ギルケの言葉「人ノ人タル所以ハ人ト人トノ結合ニ在リ」を引き、「一法律書の巻頭を飾るには勿体なさ過ぎる程の金言」「これを以て親族法相統法研究の基調たらしめたい」と述べる。同様の内容は、戦後の新憲法下で執筆された「百万人の法律学」（一九五〇年）第一話でも語られており、穂積法学の「基調」が戦前・戦後で通底していたことを窺わせる。

穂積は、ギルケが「人ト人トノ」の部分で、複数語 (von Menschen) を用いず、単数語 (von Mensch und Mensch) を用いたところに「興味を感じる」（「親族法」）、「そこが眼目」（「百万人の法律学」）であると述べた。他の生き物とは違う「万物の霊長」たる所以はその点にあるとして、以下のように語る。「親族法」から引用しよう。

「然るに人類の共同生活に於ては、一人一人の粒がハッキリして居る。各個人が自己の人格と意思とを保持し他人の人格と意思とを尊重しつつ密接な共同生活を形づくる所に、『人ノ人タル所以』が存するのである、過去幾百万年経過に於て、共同生活が鞏固となり拡大するに よつて個人が切磋琢磨され、個人の粒が良くなるによつて共同生活が更に密接を加へ、個人の進歩と社会の発達とが互に原因結果をなして 今日に至つた。即ち社会が個人を造り、又個人が社会を造つたのである。それ故今日以後に於ても、社会の故に個人が無視されてはならない。個人の故に社会の結合が脅かさるべきでない。共同生活の充実完成が同時に各個人の充実完成たるべき筈であるのに、その「筈」が必しも実現しないのは、個人にも社会にもまだまだ欠ける所があるからではあるまいか。個人と団体との両立と調和—これが現在及び将来の社会の根本問題である。願くは真に「人ト人トノ結合」によつて「人ノ人タル所以」を成就せしめよ。」（「親族法」三頁、傍線筆者・以下同じ）

個人の尊重と社会共同生活の充実、その双方向的発展。「個人の進歩と社会の発達が互に原因結果をなして今日に至つた」というのが、穂積の見る人類発達史である。ところが、いま現実には両者がうまく「調和」していない状況がある。「個人の充実」を促すような社会と、「共同生活の

充実」に寄与しうる個人と、——両者をどのように創出していくか。そこに「根本問題」があるという。

穂積は、同様の観点から、現在の「家族制度」も見直されなければならないと述べ、夫婦・親子を中心とした「小家族」に着目した。そこに「新たな意義が発見される」として、以下のように語る。

「この新しい意味の『家』は、家族各員の人格的尊重を内容とした前記『人ト人トノ結合』でなくてはならぬ。而して家が国家の構成分子であると云ふよりも、社会生活の一単位であると云ふ点に重きが置かれねばならぬ。人類は同時代と共に横の共同生活をなし、又過去現在未来に亘つて縦の共同生活をして居るのであるが、その横の共同生活の最も密接なものが夫婦であり、縦の共同生活の最も密接なものが親子であるから、夫婦親子を中心とする家こそは、人類縦横共同生活の交叉点として、真の『人間らしさ』がそこに發揮されるべきである。家族制度は我邦古来の美風だから維持せざるべからずと甲は云ふ。家族制度の如き旧思想の遺物は宜しく廃止すべしと乙は論ずる。しかし、維持の廃止のと争ふべき場合ではない、真の家族制度はこれから成就されるのだ、と私は云ひたい。」(同書、七〇八頁)

社会共同生活の基礎単位として、家族がある。その中心を為す夫婦・親子は自然な愛情で結ばれているというのであろう、「真の『人間らしさ』」を回復・發揮する場として「家」を立て直す。そのような意味において、穂積は、「我邦古来の美風」堅持を謳う旧思想とも、家族制度解体を説く新思潮とも一線を画するといふのである。

穂積は、現行民法における「家族制度」は、居所を同じくしない親族を戸長の下に統率するもので、「戸籍上の一家と親族的共同生活との実質が一致しない」。そのため家族間の「衝突」もあり、かえって「美しい親類附合」を損う場合が少なくない。「事実上の親族的共同生活即ち『世帯』又は『所帯』を一家となすべき」であり、「別居して独立の生計を立てて居る一群については、分家し又分家せしむる権利を認め」るべきだとする。

「『家族制度』と云ふ名称を不適當なりとする議論があるかも知れぬ。しかし私は却つて、家は文字通りの『家族制度』たるべきであつて、『戸主制度』たるべきではないと思ふ。即ち家族各員の共同生活であるべきで、戸主一人の専制制度であつてはならぬ。而して、戸主の法律的権力で一家を結束しようと云ふ風の考を棄て、道徳的及び経済的の結束力に一任して置くことが、むしろ家族制度の円満を結果するであらうと考へる。」(同書、七八頁)

右の文章は、穂積が考える「家族制度」改革の方向性をかなり明瞭に示すものであろう。戸主の「法律的権力」にもとづく「専制制度」を廃

して、實際上の「家族各員の共同生活」を充実させ、円満にすること。そのような観点から穂積が主張する具体的な改革内容は、以下の三点である。

第一に、川島が注目していた妻の権利向上、さらに「父母共同親権」(穂積)という提唱。明治民法が離婚の要件に「妻が姦通ヲ為シタルトキ」(夫においては「姦淫罪ニ因リテ刑ニ処セラレタル」場合のみ)を掲げるのに対し、穂積は「夫婦間の著しい不平等がある」「道理上離婚原因の此の不平等は廃止されねばならぬ」と明言する。

「嫡母庶子関係」(夫の私生子が妻の同意なしに家に入り、嫡母と庶子が法律上の親子関係となること)については、「継嗣を重んじて婚姻を軽んじ」た「武家時代の遺風」で、今日では「道理に叶はず人情にも反し得る」と述べて、「嫡母庶子関係廃止論」を主張した。興味深い点は、民法改正要綱が「妻の同意」によって嫡母庶子関係を認めるとしたのに対し、穂積は「妻が夫の私生子を如何に取扱ふかは事実上の別問題とし、強いて親子関係を法定することはやめた方がよい」と述べたことで、穂積には嫡母と庶子がそもそも親子関係を結ぶかという「心情」上の疑念がある。妻の同意によって家に入る(「私生子」の保護から)としても、その子をどう扱うかはケース・バイ・ケースで考える、というのが穂積の意見である。その際、様々に生じる問題には、「家事審判所」(今日の家庭裁判所)を新設して個別に調停を図るとする。

また現行民法が、妻を「無能力者」と見て夫に妻の財産管理権を付与している点について、「妻が重要な行為をするについて夫の同意を要することにするのがよいにしても、妻を無能力者として未成年者・禁治産者と一列に取扱ふことは、不必要であるのみならず感じの上からも甚だ面白くない」と論じて、夫婦共同管理の方向を示唆した。

これらの主張とともに、穂積は「父母共同親権」を提唱する。

「古法では親権は即ち父権であつて、父のみに属した。フランス民法が親権を *pissance paternelle* と云ふのなどもその名残であらう。其後親権が子の利益のための制度に傾くに及んで母の親権も認められる様になつたが、ドイツ民法も我民法も、父を以て第一次の親権者として、母を第二次の親権者として居る。しかしこれは甚だ人情と實際とに反する。子に対する愛情に於て父と母とで異なるべき筈がなく、子が親の保障を要する程度に於ても父と母とで厚薄を附け得ない。親権の保護を必要とする様な幼児については母との関係の方がむしろ密接かも知れない。然るに其母が親権者でない場合が多いのは、何としても不合理非人情である。」(同書、五五五頁)

右の文章によく示されるように、穂積が親子関係を論じる際、常に重視するのは「人情」「子に対する愛情」である。本来的に、家族は夫婦や

親子の愛情によって結ばれている筈であり、法律はそれを最大限に生かす形で組み立てられるべきだとする。穂積の基本視覚と言つてよい。

第二の特徴は、「子の利益」への配慮と新たな「親権論」の提唱である。親子間の「愛情」を信じる穂積ではあるが、困難な経済生活条件などから、それらが裏切られる場合があるととして養子制度における実際上の問題を指摘する。養子となるべき者が十五歳未満のとき、父母がその承諾を行うという点につき、「例へば時に裁判所の問題になる芸妓とするための養子縁組の如く、子が「食ひ物」にされることが往々あり得る」と注意を促す。穂積は「家の利益」のために「子の利益」が無視されるべきでない」と述べて、「未成年者を養子とするには家事審判所の許可を受くべき」とする対案を主張した。個々の事情を「家事審判所」がチェックすることで、「子の利益」を保護しようとした。穂積の意見は、改正要綱にも反映されることになる。

以上のような夫婦・親子関係への提言とともに、穂積は、「親権」とは「国家社会人類に対する義務」であるとすると、独自の「親権」論を唱えた。「親権の進化」と題された、歴史論から確認しておこう。

「第二、親権の進化 親権の歴史は子の地位の上進史だ」と云つてよい。親権抑もの出発点は子は親の所有物であると云ふ觀念である。古代未開の社会に於てはそれが何等怪しむべきこととなく、親は子に対して所謂生殺與奪の権を有したのであるが、今日でも此觀念が全然抜け切つては居ない。子を「食ひ物」にする様な悪い親は云はずもがな、子を愛撫する善い親にも私有觀念絶無とは断言し得ない。しかし嬰兒にも其人格が承認されるに至つて、親権が所有権にあらざることは云ふまでもない所となつた。親権は次に子に対する親の権力関係と觀念されたが、国家内に他の権力が存すべきではないから、そこでそれを私法関係に引直して親権は子に対する支配権なりと説明されることになつた。これが従來の考へ方であるが、今日では更に一步を進めて、親権は親の利益のための権利ではなく、子の利益のために親に与へられた権利故、親権の濫用が許さるべきでないのは勿論、親権は同時に又親の義務故拋棄せらるべきでない、と云ふことになつて来た。」(同書、五五〇頁)

穂積によれば、「親権の歴史は子の地位の上進史」である。古代未開社会における、親権＝親の「所有権」から、嬰兒の「人格」承認と「支配権」への移行。さらに今日では、子どもの権利を中心に、「子の利益」保護のため親に与えられた権利＝義務と解されるようになった、とする。簡潔だが分かりやすい解説である。文中、日本社会の現状を念頭に置いてであろう、旧き「殺生与奪の権」概念について、「今日でも此觀念が全然抜け切つては居ない」と指摘している点は興味深い。

穂積は、右にいう今日の解釈、親権は「子の利益」に対する親の義務論から、さらに「国家社会人類に対する義務と観念すべき」だと主張する。「而して従来は親権を権利の方面から観察したが、今後はむしろ『親義務』として義務の方面から観察した方がよいと思ふ。即ち子を適当に養育教育する義務があるのである。さう云ふと直ぐに、それでは養ひ育てて貰ふのが子の権利と云ふことになつて面白くないと云ふ非難があるかも知れぬが、義務者に対応する受益者が必ず権利者であると考へるのが抑も囚はれた話で、親が子を育てるのは、子に対する義務と云はんよりは、むしろ国家社会人類に対する義務と観念すべきである。而して其義務たるや、勿論精神上及び物質上の負担に相違ないが、親に取つては頗る愉快な負担であつて、是非尽したい義務である。それ故親は他人に対して『我ニ親タル義務ヲ尽サシメヨ』と主張要求する。これが親権である。」(同書、五五二頁)

穂積は「親族法」の冒頭で、ギルケの言葉から、「個人の充実」を促す社会と、「共同生活の充実」に寄与しうる個人の、両方を追求する重要性を論じていた。ここでの親権は「国家社会人類に対する義務」論には、後者の観点が生かされている。

子どもや家族成員の幸福を実現できる家族、同時に社会や国家の充実に繋がるような家族。両者を追求する穂積において、「親権者」に求められる資質はむしろ厳しい。穂積は、「小家族」のあり方を考える上で「参考になり得る」ものとして、しばしば一九〇七年のスイス民法を引用していた。スイス民法における「家長」は、「形式的」な我が国の戸長とは異なり、「實際上の家族的共同生活の主宰者」と呼ぶに相応しいという。「家族の身体上精神上の利益を保護し、又或場合に家族が他人に加へた損害に対して責任を負ふべきものであること、(中略)我民法の戸主よりもむしろ大にして且実質的なる権利義務を有すると云ひ得る」と語り、家族の「利益保護」と社会に対する「責任」に注目する。穂積が引くスイス民法によれば、「家長」が定めうる「家則」は、「各人ノ利益ヲ公平ニ斟酌シテ之ヲ定ムベシ。家族ハ殊ニ其教育職業及ビ信教ニ関シテ必要ナル自由ヲ共有ス」(第三三二条)とされる。

そのスイス民法においても、親権については未だ「夫婦共同の原則」が徹底していないと、穂積は注釈する。同法が「父母ノ意見一致セザルトキハ父ノ意思ニ従フ」(第二七四条第二項)とするのに対し、これでは「殆ど元の木阿弥」で、「此第二項の様な事柄は、夫婦間の問題だから、法律が立入るべきでなく、共同親権の原則を宣言するだけに止むべきであつた」と語る。父母共同において、家族成員の幸福と社会に対する責任に努める——それが穂積の抱く「小家族」論の内実と言つてよいだろう。

特徴の第三は、以上述べてきた小家族の「家産」保護で、それは「国家法律の一任務」とされること。穂積は、「長子相続制度の緩和が家族制

度将来の中心問題だろう」として上で、「遺産に余裕のある場合には長子以外もそれぞれの分配を得て独立の一家をなすことを原則とし、しかも又場合によつては一家のための財産的共同を設け得る様な途を開かねばなるまい」と主張する。

「家産」保護の事例として、アメリカ・テキサス州に始まり、スイス民法が採用した「ホームステッド」(家宅)を紹介。穂積によれば、それは「一定の不動産を一定の『ファミリー』」に附属せしめ、其所有者が自らこれを処分することを制限し、又他からこれを差押へることを禁止する制度」で、「實際上小農保護自作農維持の効果が高い」という。この制度における個人と国家の関係について、穂積は以下のように解説した。

「然らば此『ホームステッド』制度は如何なる基礎に立つものであらうか。其実用は前述の通り『ファミリー』の保護と小農維持とに存するが、元来一般的に個人の人格を保護せんとする制度である。蓋し人格は個人の存在を前提とするのであるから、其存在を保護するのは人格尊重の第一義でなくてはならぬ。而して個人の存在には生活資料を要する。故に個人をして全然生活資料に離れて飢餓凍餒に陥らしめざるがために、生活に必要な最小限の資料を保全する途を講じるのは、国家法律の一任務である。これを『生存極限(Existenzminimum)の保全』と云ふ。此保全制度にして従来行はれたものは、動産差押の制限であつて、未だ不動産に及ばない。故に個人の存在はなほ充分に安固であるとは云ひ得ない。然るに『ホームステッド』制度は不動産差押であるから、所謂Existenzminimum保全の上乗なるものと云ふべきである。」(同書、九八頁)

個人の「人格尊重」は「個人の存在」が大前提であり、そのための「最小限の資料を保全」することは、「国家法律の一任務」であるとする。「不動産差押」というレベルではあるが、生存権の国家的保障の考えが語られていると言つてよい。穂積においては、親権^{II}「国家社会人類に対する義務」とされる一方で、国家はその家族を「保全する」責務をもつものとされる。家族を媒介に、個人と国家の調和的な発展を図るといふであろう。

以上見てきたように、穂積の議論には、個人の「人格尊重」と「生存極限」保障、夫婦共同親権や「子の利益」への配慮など、川島武宜のいう「近代的」「市民的」な性格が確認できる。と同時に、「共同生活の充実」や「国家社会」への貢献といった道義的な責務も、強く個人に求められていた。はたして穂積は、どのような状況認識(時代認識)から、そうした議論を説くのだろうか。

二、穂積重遠における個人と社会、法と道德

穂積重遠の歴史観、あるいは現状の日本社会把握は、どのようなものだったのか。法律専門書である「親族法」には、その点に関する直接の叙述がない。そこで一九二四（大正一三）年に、「共同生活觀念の確立」と題して行われた講演録⁸を繙いてみる。やや長文になるが、穂積の学問思想の核心部分と思われる箇所なので引用する。

穂積は、以下のように、ヨーロッパ市民革命の意義と、それ以降の資本主義経済下での「自由競争の弊害」を語っていた。

「個人主義は良くないと謂ひます。なる程良くない点もありますが、然しそれは本当の個人主義でなく、利己主義、我利主義が個人主義の仮面を被つて居るのである。本当の個人主義は——個人主義と云ふ言葉が悪ければ人格主義と言つても宜い。本当の個人主義乃至人格主義はさう云ふ悪いものではない。自分の人格を尊重すると同時に、他人の人格をも尊重する。完全な人格が集つて共同生活をするのが本当の個人主義であると思ふ。

個人主義發達の歴史を考へて見ましても、ヨーロッパに於ては第十八世紀に於て急に個人主義が強くなつた。（中略）殊にフランス革命などは、其の代表的のものであります。革命に於ては色々悲しむべきことも起りましたが、兎に角も個人が偉いものだ云ふことを皆が考へたと云ふことは、人間にとつては非常な進歩でありまして、フランス革命以前を旧時代、其以後を新時代と言ひますが、その分かれる所は個人の無自覚と自覚であります。個人が本當に俺達一人々々が尊いと考へたのが、是が所謂新時代なのであります。

然しフランス革命以後の新時代も、今から考へれば更に旧時代である。其の個人主義はまだ本當の所へ行つて居らない。銘々は偉い、銘々は自由意思を持つて居ると云ふことを自覚したが、然し自分が全体に対して如何なる關係にあるかと云ふことまでは充分に立入つて居らなかつた。そこで先程一木先生の御言葉にもありました通り、自由競争の弊害が起つたのであります。個人の自覚に依つて世の中は一段と進歩したけれども、其の個人と個人とが互に衝突するやうになつたのが今日の有様であります。そこで此の一人々々が尊いと云ふことをもう一つ徹底して、我々は共同生活の一員なるが故に、個人としても尊いのである。我々は一人々々として尊い以上に、社会の一員であるが故に尊い、自分一人が抜けると社会の組織が一つ欠けることになる、茲に於て自分と云ふものに本當の値打ちがあると云ふ所まで行かなければ

ばならない。即ち個人的自覚を更に深めると社会的自覚となる。」

穂積は、個人の尊重という近代市民革命の意義を認めた上で、その後の資本主義経済下においては「其の個人と個人とが互に衝突するやうになつた」と見る。市民革命段階では個人と社会の関係が「十分に」追求されていなかったこともあり、個人主義は、「自由競争の弊害」によって、「利己主義」「我利主義」に陥ってしまったという。穂積においては、川島という西洋近代Ⅱ「新時代」の遺産撰取だけでなく、同時に現代の「弊害」をいかに克服するかが課題とされているのである。

穂積がギルケの「人ノ人タル所以ハ人ト人トノ結合ニアリ」を引用し、「共同生活の充実」を強調したのは、そうした自由競争下のバラバラの個人、冷徹な社会状況を意識してのことだったと言えよう。先に見た「家族制度」改革、すなわち夫婦・親子の「愛情」を軸に、「個人の尊重」と「共同生活の充実」「国家社会人類への義務」を図るといふ議論も、同様の課題意識であったと考えられる。

近代的な「個人尊重」の撰取と、現代的な「自由競争の弊害」克服。その両者追求が穂積の立脚点であった。

穂積の問題関心は、満州事変を経て日本がいわゆる十五年戦争に突入する時期においても、堅持されていた。「日本の過去現在及び未来」(一九三五年)は、前年「朝鮮教育界主催の平壤夏季大学」で行われた穂積の講演記録であり、朝鮮総督府からは「日本精神に関する話をするやうに」との指示があったとされる。冒頭「我が国の国体」を讚美し、植民地朝鮮・台湾を含む「新しい日本」の建設を語ったこの書にも、日本社会に対する問題の告発は様々に描かれている。

第二章「日本の現在」の第四節「教育」は、「国民の一員としての教育」に関するものであるが、穂積が憂える問題は、「教育の手段化」という事象であった。小学校は中学校入学のため、中学校は高等学校入学のため「其勉強が、事柄自身が面白いからというのではなく、それだけならば上の学校にはいれないからというのでは考へ物」だとする。大学の授業は、「毎日演説会をしてゐる様なもので、それでは本当の教育にならない」「一人々々指導して各人の個性を発揮させるなど、いふことは、思いもよらない」状況にあると、東京帝大の実状を挙げつつ述べる。「真の興味を以て学問の蘊奥を究め様といふ気持ちの中々起りにくい」、それが現在の教育における最大の問題点であるとする。

「元来すべてのことを手段にするといふのが、今日のひとつの欠点であります。事柄自身に値打があると考へたいものであります。これは学校教育に限らず、毎日々々の行動も、その事自身を目的とすべきであります。それが後に何の役に立つといふことだけでなしに、それ自身^身が正しいかどうかといふことを目標にすることが大事であると思ひます。」(「日本の過去現在及び未来」九一頁)

物事の真理探究や「個性を發揮」させるという観点に乏しく、競争に勝ち抜くため、全ての事柄を「手段化」してしまふという風潮。穂積は続けて、いまの日本国民は「智慧ある馬鹿」と「愛国無知」に陥つていないか、と問題を投げ掛ける。

「今の教育は智慧のある馬鹿を造りはしないか、考へねばならぬことであります。他方には又全体の精神は誠に結構だが、如何にも認識不足な人があります。例へば『愛国無知』といふことがあります。祖国を愛するといふ気持は誠に結構だが、事柄の真相も知らず、世界の情勢も分らず、むやみに憤激してイキナリ決行するのでは困ります。古いところでは明治二十四年の大津事件の巡查津田三蔵がロシア皇太子を斬つて大問題を起したのなどもそれでありました。(中略)教育も『智慧のある馬鹿』と『愛国無知』とを作らぬ様にしなければならぬ。見識のある智者者、物の分つた愛国者を作らなければいけないと思ふのであります。」(同書、九六頁)

「智慧」ある者は自分の立身出世しか考えない。他方多くの国民は、国際情勢などには無頓着で、熱狂的な「愛国無知」の状況にある。今の教育はその手助けをしていないか、というのである。穂積は、この節を「論語」の「学ビテ思ハザレバ則チ罔シ、思ヒテ学バザレバ則チ殆シ」で結び、これは「誠に今日の社会情勢によく当嵌る言葉」で、学問と思索の両方が伴っていないければ「物の道理は分からぬ」と警鐘する。

これらを踏まえであろう、第三章「日本の将来」では、「今日の国際関係は、国際聯盟脱退以来余り面白くない」とし、「日本はモットモット国際的信用を得なければならぬ」と提言される。

「国家として本当に公明正大で、正しいことは主張するが、間違つたことは直ちに改めるといふ態度でなければならぬ。国家と雖も間違つたことがあるが、間違を覆ひ隠すために他と争ふことは大にいましむべきであります。」(同書、一七七頁)

穂積はここでも「論語」の「君子ノ過ヤ日月ノ食ノ如シ」(君子の過ちは小人とは異なり、日蝕・月蝕の如く「公明正大に皆の見てをる前で欠ける」)を引用して、我が国も「国家にもし過があるとすれば、即ち日月の蝕の如しで、それをすぐ改めることによつて国際的信用を増し、尚更国威が輝くことにもなる」と語つた。満州事変後の国内外情勢を、穂積がどのように観察していたかが看取できる。

「結婚訓」(一九四一年、国民優生聯盟蔵版)は、当時厚生省が発表した「結婚十訓」に対して、「当局の御趣意をも汲み、自分の意見やむだばなしなどを混ぜながら」書いたとされる国民啓発書である。戦時体制下での国策「生めよ育てよ国の為」(第十訓)に添う形で著されたこの書物にも、穂積らしい観点は随所に生かされている。「肝心の人物本位の注文をソツチのけにして、家柄や学歴や財産や容貌の注文のみにこだわるやうでは、近代人の結婚とは申せませすまい」。そのように述べる穂積は、現在の結婚が、古い「家柄」観念や、あるいは「財産・学歴」といった

功利的価値観によって進められている事情を叙述し、その問題性を語った。

穂積のいう「人物本位」の結婚とは、「智仁勇三徳兼備の人物」を選ぶことで、智とは学歴自体ではなく、事業・家政・育児の上で「智能のすぐれた夫婦」を互いに目指すこと。仁は「夫婦たるの資格として一番大事な愛情」を意味し、「親切な人・誠実な人を求めたい」とする。勇は「意志堅固」で、「人生行路難（中略）如何なる苦難にも屈することなく、人生の大目的を貫徹する勇猛心を、夫たる男子も妻たる女子も十分に備へねばならぬ」と論じる。ここでも、儒教徳目を穂積自身の言葉で語ろうとしている点が注目される。

また「成るべく早く結婚せよ」（第六訓）では、「晩婚が国家に取つて差当り困るのは、出生率の減少であります」と当局の懸念を紹介した上で、さらに「経済上の安定がないと中々結婚に進み兼ねる」と問題提起し、以下のように語っている。

「政府として生活の安定・教育及び就職の促進・婦人労働及び婦人職業の調節・結婚媒介期間の整備・結婚資金の貸与・多子家庭の保護といふやうなあらゆる方面の施設を実現せねばならぬことであります。なほ愈々活動を始めた住宅営団の仕事なども、結婚奨励の効果がありさうです。何しろ現在の大都市では、新家庭を営まうにも住宅がない始末です。早く結婚しろと言ふだけではだめであります。結婚しようと思へば結婚し得るやうにしむけなければなりませんまい。」（「結婚訓」八二頁）

戦時下の政府関係筋の書物にも、穂積が抱き続けた課題は生かされていたと言つてよい。「自由主義の弊害」と称された状況に対して、穂積は、個人の尊重と国家による保障、また家族の「愛情」や儒教の見直しによって、「共同生活の充実」を図ろうとするのである。

敗戦後、新憲法のもつて、穂積重遠は二冊の著書を上梓した。その一つは先に紹介した「百万人の法律学」（一九五〇年、のち『やさしい法学通論』と改題して再版）で、いま一つは「新訳論語」（一九四七年）と題する『論語』の注釈書である。この二冊には、穂積が求めてきた個人と社会のあり方が、より鮮明に描かれていると考える。まず前者について、家族制度をめぐる主張から紹介しておく。

「そもそも個人主義と家族主義とはさうに両立したいものであるか。なるほどわが国旧来の家族制度なるものは、内には個人の人格を没却し外には国家・社会の利害を無視する『個家制度』に陥る気味があつたのであつて、それでは正しい家族生活は実現されえないのであるから、文字通りの家族制度ならぬ『戸主制度』が廃止されたのはまことに結構だが、元来、人格主義の意味の個人主義と団体主義の意味の家族主義とは、けつして氷炭相容れぬものではない。一家内の老若男女、生まれたばかりの赤ん坊にいたるまで、それぞれの人格を尊重され、しかも親しき中にも礼儀ある道理と情愛の一家円満が、やがては国家・社会平安のいしずえとなる。」（『やさしい法学通論』九頁）

ここでも穂積は、「個人主義」と「団体主義」の調和を図る観点から、「家族制度」の役割を論じている。引用文後段の、「一家円満」なる家族の創出が「やがては国家・社会平安のいしずえになる」という文言は、穂積が戦前から持ち続けたアイデアと見てよいだろう。

穂積は、旧憲法と新憲法では立法趣旨が異なるとして、後者における「国民主権」「基本的人権の尊重」について「人類普遍の原理」を感得すべき」と説いた。しかし、「人類普遍の原理」を法律のみで実現しようとする向きには反対で、「法律万能思想」と厳しく批判する。「道徳と法律との関係」と題して、穂積は以下のように語った。

「刑法に殺人罪・窃盗などの規定がある。しかしこの『殺すなかれ』『盗むなかれ』は、法律が作った規則ではないのであって、元来『在』る道徳的規範に国家の力が加えられて法律規範になったのに過ぎない。そして道徳は法律になったからとて道徳でなくなるのではない。『殺すなかれ』『盗むなかれ』が刑法になっても、その道徳的価値は増しも減りもしない。われわれが殺さずまた盗まないのは、刑法第何条の死刑や懲役がこわいからではなく、人類代々の道徳的訓練の結果、殺そうの盗もうのという気持ち起らなくなっているものであり、またそうなくては理想的でない。」(同書、六六頁)

法律の前に道徳がある。何でも法律で規制するのではなく、「人類代々の道徳的訓練」が重要であることを忘れてはならない、と主張する。穂積は随所で、「法律万能思想」は法に引つかからなければ何をしてもよいという態度を生みやすいと注意を促していた。「法律の上に道徳が在る、ということ」を十分に認識しないと、法律万能思想に陥り、また法律規定の真精神をも理解しえないことになる」と論じる。

「人類普遍の原理」を掲げるだけではないけない、その「感得」には、同時に「道徳的訓練」が必要だというのであろう。穂積が戦後、前書と併せ、『新訳論語』を出版した理由はそこにあると言ってよい。

穂積重遠と『論語』の関連は深い。穂積によれば、「大の論語信者」の祖父・洪沢栄一から子ども時分に『ポケット論語』を手渡されたのを機に読み始め、大学時には同じく祖父の薦めで「宇野哲人先生」を招き「家庭『論語』講義」が始められたという。欧米留学中(一九一二年―一九一五年)も『ポケット論語』は標題通りに取り扱って肌身離さず、繰り返し読んだ」とされ、帰国後は自分を中心になって「甥、姪」「うちの子供ら」と「家庭的論語講義」を始めたという。

『新訳論語』は、はじめ社会教育協会から出版され、一九八一年には「講談社学術文庫」(全五五〇頁)から再版される。一つ一つにつき、本文・語句注・穂積の注釈を記した大書は、戦前の政治・外交批判や戦後改革と現状、皇室観に至るまで、扱われる論点は多岐にわたる。だが、自ら「論

「語」を過去の死道徳とせず、現代の活教訓たらしめる」と述べるように、穂積が最も強調したかったのは「論語」を通して学ぶ、「実践道徳」である。特に注目されるのは、「修養」と称される自己鍛錬の精神、並びに孔子の「恕」に代表される寛容の精神、の二つと言つてよい。

学而第一の冒頭「子のたまわく、学んで而して時にこれを習う、(中略)人知らずして慍らず、また君子ならずや」では、「君子」「小人」の対比につき、「治者」「被治者」と読む場合、「徳の有る人」「徳のない人」と解する場合があるが、自身は後者を探るとする。穂積にあつては、「君子」を「人格者」と理解するケースが圧倒的に多い。「君子は義に喩り、小人は利に喩る」(里仁第四)、「君子は泰くして驕らず、小人は驕りて泰からず」(子路第十三)などが代表的な用例で、穂積はそれらを国民全体の「実践道徳」として重視した。

若死にした弟子・顔回を惜しむ言葉「顔回なる者あり、学を好めり、怒りを遷さず」(雍也第六)では、「怒るな」「過ちすな」とは言われず、「怒りを(人に)うつすな」「過ちをふたたびすな」と言われるあたりが、孔子様の教えの実際的なところだ」と語り、「私なども、過ちを二度三度するはおろか、この歳になつても腹立ちまぎれに女房子や戸障子にまで当りちらして、あとでわれながらあさましく思うことが絶対にないとは言えない」と自らを省みる。穂積自身にとつても、「論語」は修養・自己鍛錬の書であつた。

穂積が孔子の「内面的自叙伝」と名付ける「われ十有五にして学に志す、(中略)七十にして心の欲する所に従つて矩を踰えず」(為政第二)では、「六十を越しても惑い通しの私などが「心の欲する所に従つ」たら、どんな事になるかとそら恐ろしい」と自戒した上で、読者にも「各人が「心の欲する所に従つて矩をこえず(脱線しない)」の境地まで達しなくては、自由主義・民主主義も本物たり得ないのではあるまいか」と問い掛ける。先に見た日本国憲法の「人類普遍の原理」を内面化するための努力が、直接に語られた箇所である。

そうした自己鍛錬論とも関係するが、穂積が特に注目する孔子の言葉に「恕」がある。穂積は、「恕」は孔子様の決まり文句の一つだが、文字を見ても「心」と「如」とを併せたもので、他人の心も己の心の如くなるべしと思ひやることである」と定義している。

「己の欲せざる所、人に施すなかれ」(顔淵第十二)は、仲弓の「仁を問う」に対して、孔子が仁政の要点を説いた二節であるが、穂積は「千古の金言」と讚美した。「仁とは結局「恕」、すなわち「思いやり」であるから、自分がしむけられたくないと思うようなことを他人にしむけるな。そうすれば国内国際においても怨恨がなく、家庭内においても不平があるまい」と平易に訳している。

興味深いことは、「私は同時に「己の欲する所、人に施すなかれ」をも考えてもらいたい」と読者に呼び掛けている点で、「自分が好きだからといって人に押し売りするのも慎むべきこと」であり、「結局は「相手の身になつてみる」ということが、仁の一端なのだ」と述べる。

かつて蒋介石が、日本の実業団訪中に際して、この句が「最も愛誦する金言」と語ったことにも触れながら、「実際わが国は、満州なり中華民国なりあるいはその他いわゆる大東亜諸国に対して『己の欲せざる所、人に施し』はしなかつたかということ、深く反省せねばならぬ」と記す。「むしろ親切のつもりで」とする戦争擁護論に対しては、それゆえ「己の欲する所、人に施すなかれ」まで考える必要があり、「日本としてはもはやこれでこりこりとして、過ちを再びせぬことを誓う次第だ」と論じている。穂積の十五年戦争に対する反省と教訓が語られる箇所と言つてよい。その他、教育のあり方について『論語』を生かそうとする解釈も注目されるが、紙幅の関係で論じられない。

最後に一点。『論語』から様々に学ぼうとする穂積であるが、いわゆる賢者隠遁の思想については、穂積は賛同しない。国に道なく乱れているときにも政府に仕えた史魚と、そのような場合には自ら辞して下野した蘧伯玉について（衛霊公第十五）。孔子は後者に軍配を上げるように記すが、穂積は「この辺が中国戦国思想で、われわれには納得し得ないものがある」と批判的に叙述する。むしろ、「天下道有らば丘は与に易えざるなり」（微子第十八）、すなわち「天下に道がなければこそ、どうかして世を安んじ人を救わんものと東奔西走するのじゃ」（穂積訳）に表された「救国済民の悲願こそ、孔夫子本来の姿」ではなかつたか。「伝統的中国思想にこだわらず、『論語』全編を通じてその点を徹底した方がよかつたと注文をつける。

これらは戦時下、苦難の時期においてなお、各種講演の演壇に立ち続けた穂積が、自らを回顧して語つたものではなかつたか。「天下に道がない」当時の日本において、限られた条件のもとでも、自身は「救国済民」の方向を権力の中に入って追求したつもりである。そんな自負が聞こえてきそうな、ただ一箇所、「孔子様」の言葉に異を唱えた部分である。

おわりに

やや旧聞に属するが、二〇〇八年一月三日、『産経新聞』朝刊の論壇「正論」（シリーズ・新しい年へ）に、論説委員で中国哲学の研究者・加地伸行が、「徳育」あつてこそ国は幸せ」と題する評論を発表した。副題は「順法だけでは道義心の再興はない」で、一見すると穂積の主張（「法律万能思想」批判）と似通つた印象を受ける。加地は「今日の日本の最大課題」は、政治・経済・外交等のいずれかにあるのではなく「ただ一点、諸課題の根底にある『道義』の確立」にあると語り、「道義の頽廃」を嘆く。

大阪府人権施策推進審議会の委員を務める加地は、その会合上で「人権というような高次の思想・道徳は、年齢の高い者でなければ、真に理解することはできない」と語り、「人権教育は理解が困難であるから、まず一般的道徳をしっかりと教育すべきである」と論じて、満場を「しんと静まりかえ」らせたという。

加地の主張するところは、結局、人権は高度で難しすぎるから、「人権教育」より「道徳教育」という点にある。穂積重遠が、日本国憲法の基本的人権「人類普遍の原理」を、「利己主義」に陥らせることなく、真に「感得」するために「道徳的訓練」を導入しようとしたのとは、質的に観点が異なると言わねばならない。

戦前、穂積の「家族制度」改革論には、川島武宜のいう西洋近代的な「個人尊重」摂取の観点が確かにある。と同時に、「自由競争の弊害」によって、それらが「利己主義」に終わることなく、いかに「共同生活の充実」を図るかという点に問題関心が寄せられていた。ここでもまた、家族の「愛情」や儒教の「実践道徳」に目が向けられていたのである。

「自由競争の弊害」が様々な社会問題となって噴出する今日、個人の尊重を実現できる社会（また人間）をいかに創り出すかは、まさに私たち自身の課題である。儒教道徳をいかに生かすかなども、抽出や読み替えというに止まらず、より全面的・批判的な思想的検討を要する問題であろう。穂積の思想と学問は、私たちが現代の問題を考えるうえで、重要な糸口を与えてくれるものと考ええる。

〔註〕

- (1) なお穂積重遠は、戦前の部落問題に関して、政府の融和政策を進めた中央機関「中央融和事業協会（一九二五年設立、会長は平沼騏一郎）の理事にも名を連ねた。平沼に代表される、「建国の精神」論と国家主義を軸に部落内外の融和を図ろうとした中央融和事業協会であるが、そこに穂積が加えられた点は興味深い。後述する穂積の思想を念頭に置けば、同協会の有する、ある種の思想的幅の広さを示しているように考えられる。
- (2) 末川博・中川善之助・舟橋諱・我妻栄編集「家族法の諸問題——穂積先生追悼論文集——」（一九五二年、有斐閣）。
- (3) 川島武宜「臨時法制審議会における家族制度論争の一断面——穂積重遠博士を中心として——」（川島「イデオロギー」としての家族制度」第四章、一九五七年、岩波書店）。
- (4) 川島武宜「穂積重遠先生の家族法学」（講座家族）第四卷、一九七四年、弘文堂）。
- (5) 川島武宜「解題」（川島武宜著作集）第十一卷、一九八六年、岩波書店）。
- (6) 穂積重遠「百万人の法律学」（一九五〇年、思索社）、のち中川善之助が補訂のうえ「やさしい法学通論（新版）」と改題して再版（一九六三年、有斐閣）。本稿では後者を利用した。
- (7) 穂積重遠「親族法」（一九三三年、岩波書店）、八一頁。スイス民法の家長は「成年の意志能力者」とされるのに対し、日本では「未成年者や心身喪失者」であっても親権者や後見人が代わって戸主権を行使できる点。また、日本では、戸主とその家族が別居し「経済的共通性がない」ケースが往々見受けられる点など。

- (8) 穂積重遠「共同生活觀念の確立」(教化団体連合会「教化資料第二輯」、一九二四年)。
- (9) 穂積重遠「日本の過去現在及び未来」(一九三五年、協和書院)、三頁。「三日連続通計九時間の講演」をおこしたものとされる。
- (10) 穂積重遠「結婚訓」(一九四一年、中央公論社)、三、四頁。
- (11) 穂積重遠「新訳論語」(一九四七年、社会教育協会発行)。のち一九八一年、講談社学術文庫から同名で再版。
- (12) 戦後、穂積が尊属殺重罰規定に対して異を唱えたのは、「法の下の平等」という以上に、この観点によるものと考えられる。親を尊ぶべしとする規範は、本来、法律や刑罰(重罰規定)によって得られるのではなく、親子間の「愛情」や両者の「道德的訓練」に属する問題と捉えられての判断だったのであろう。